

令和7年4月から一部地区で  
令和8年4月から全市で

# 燃やすゴミの 戸別収集が はじまります



## 戸別収集とは？

各家庭のごみを道路に面した自宅敷地内に出していただき、作業員が建物ごとに収集していく方法です



## 対象品目は？

「燃やすごみ」です。

その他の品目は従来どおり、クリーンステーション（ごみ集積所）に出してください。

## 出し方は？

従来どおり、有料袋（指定収集袋）に入れて出してください。

戸建て住宅と集合住宅では出し方が異なります。詳しくは、次のとおり。



## 燃やすごみの出し方

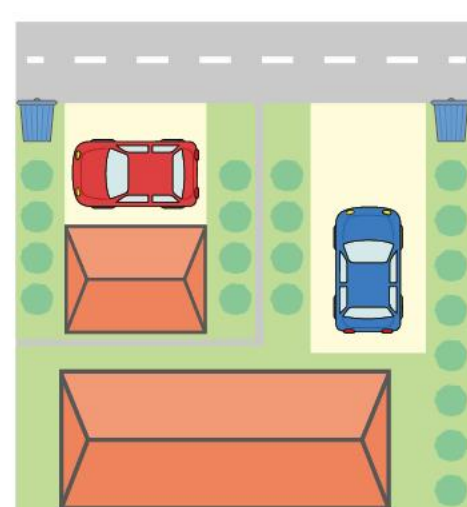
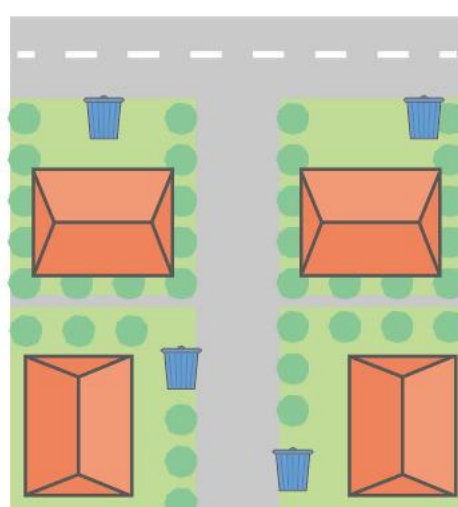
### 戸建て住宅の場合

道路に面した自宅敷地内に燃やすごみを出してください。

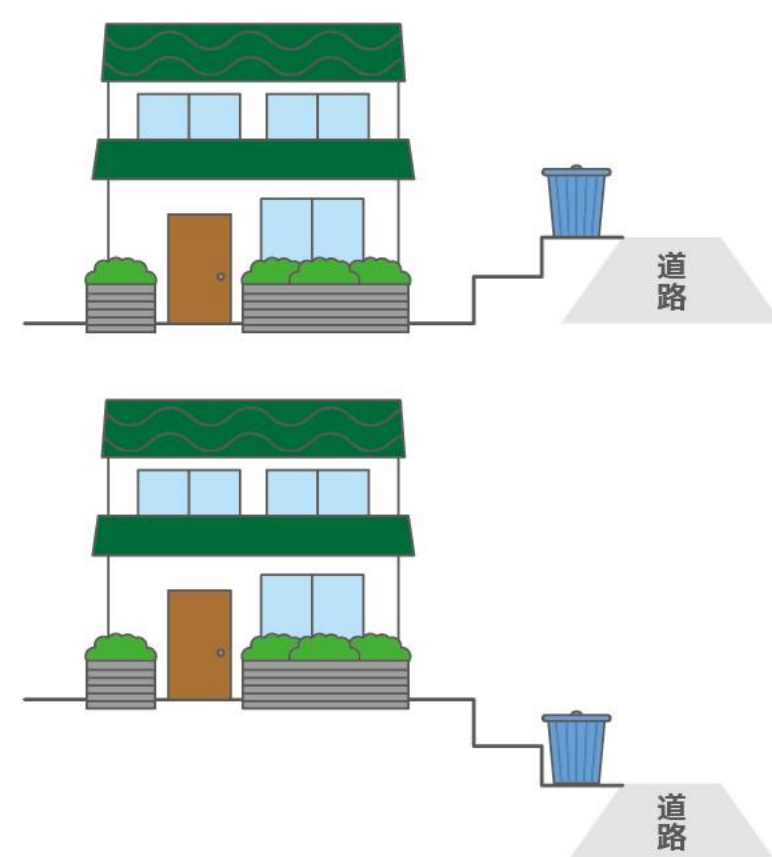
※道路上には出さないでください。



〔上から見た図〕



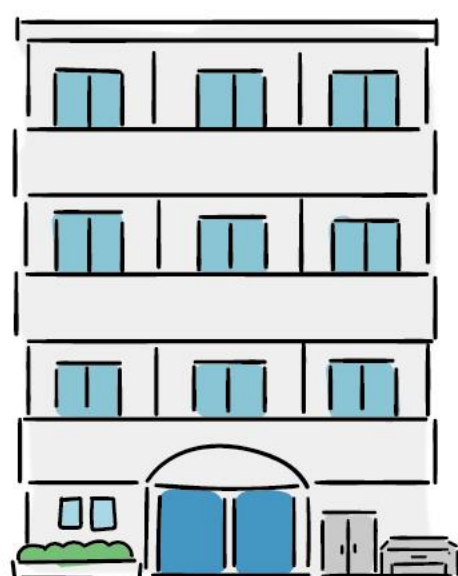
〔横から見た図〕



### 集合住宅の場合

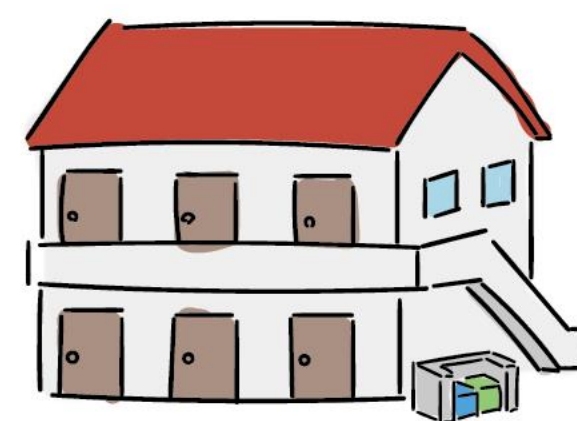
敷地内にクリーンステーションが**ある**

排出方法に変更はありません。従来どおり、敷地内のクリーンステーションに出してください。



敷地内にクリーンステーションが**ない**

敷地内に新たに設置する戸別収集品目専用排出場所に出してください。



## 戸建て住宅の方は蓋が閉まるものなど動物対策用の排出容器をご用意ください

〔例〕



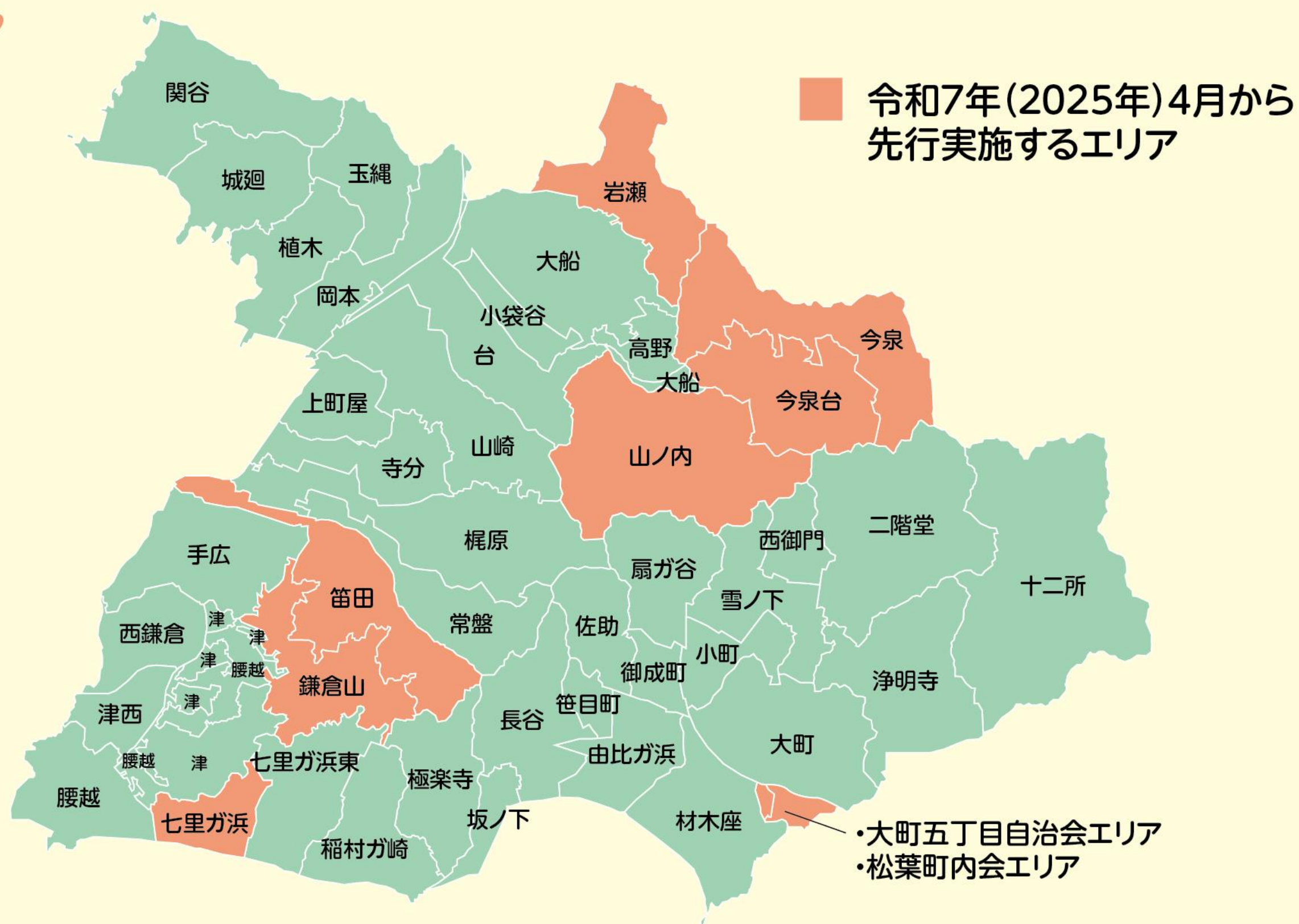
風で飛ばないように、容器を固定するか中に重しを入れるなど、対策をお願いします。



## 開始スケジュール

令和7年(2025年)4月から一部地区で先行実施  
令和8年(2026年)4月から対象地域が全市へと拡大

## 開始エリア



## なぜ戸別収集にするの？

### クリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減

#### ●維持管理

クリーンステーションの清掃などの負担が一部の人に集中している場合があります。現在問題のないところでも、今後高齢化や転入・転出などで設置場所の調整や当番制による管理などが難しくなることが考えられます。

#### ●ごみ出しの負担

高齢者や乳幼児がいる家庭などは、家から離れたクリーンステーションへのごみ出しが負担になっています。また、ライフスタイルの多様化などで、決められた時間帯にごみ出しが難しい人もいます。

#### ●動物被害

カラス・猫などの動物がごみを荒らしてしまい、クリーンステーションの清掃対応が生じています。



#### ●不法投棄

クリーンステーション収集はごみを出した人の特定が難しく、ルール違反の是正が徹底できません。



## ごみの減量の更なる推進

戸別収集でごみを出した人が明確になることで、各々が今まで以上に分別の責任を意識するようになるため、ごみの更なる減量・資源化が期待できます。



**Q1** ごみ出しの時間は？

**A1**

従来どおり、  
収集日(週2回)の  
朝8:30までに  
出してください。

**Q2** 収集曜日は？

**A2**

令和7年度開始地区は  
変更ありません。  
令和8年度開始地区は、  
決まり次第お知らせします。

**Q3** 1回に出せる量は？

**A3**

従来どおり、  
有料袋(指定収集袋)の  
LL袋(40リットル)まで  
で最大5袋です。

**Q & A**

**よくある  
質問**

**Q4**

なぜ「燃やすごみ」  
だけ？

**A4**

「燃やすごみ」は  
動物被害が多く、週2回収集  
するため、クリーンステーショ  
ンの維持管理で生じている負  
担の軽減が最も見込まれます。  
今後は、「燃やすごみ」の実施  
で戸別収集のノウハウを蓄積  
し、品目の拡大を検討してい  
きます。

**Q5**

紙おむつ(ペッ  
ト用を除く)は  
どのように出す？

**A5**



▲戸建て住宅の出し方例

従来どおり、  
汚物はトイレに流し、  
45リットルまでの  
透明・半透明の袋に、  
おむつだけを入れ、  
燃やすごみと同じ日に  
出してください。

**A6**



▲戸建て住宅の出し方例

従来どおり、できるだけ分別し、  
45リットルまでの透明・半透明の  
袋に大きく「清掃ごみ」と書いて、  
燃やすごみと同じ日に出してください。  
燃やすごみ以外のごみは、できるだけ分  
別し、品目ごとの収集日にクリーンス  
テーションに出してください。

**Q6**

清掃ごみは  
どのように出す？

清掃ごみとは...  
クリーンステーションや公共の  
道路などを清掃して出たごみ

**お問合せ**

鎌倉市環境部ごみ減量対策課戸別収集担当

電話 0467-40-5542(直通) 0467-23-3000(代表)  
メールアドレス kobetsu@city.kamakura.kanagawa.jp  
令和6年(2024年)11月発行



詳細は市のホームページを